

障がい者就労施設における生産活動の効率化に資する ICT 機器等の導入補助事業実施要綱

1 目的

各事業所が行う、障がい特性に配慮した ICT 機器等の導入に要する経費を補助することにより、サービス利用者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を通じて事業所の経営改善を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施主体

就労継続支援 A 型事業所及び就労継続支援 B 型事業所（いずれも島根県が指定した事業所に限る）

(2) 補助対象とする機器等

① ICT 機器（RPA や AI 等の技術を搭載したものが望ましい）

② 工作機器・治具

③ その他障がい者が従事する作業を効率化するために必要となる機械

なお、以下のいずれかに該当し、事業所の経営改善に資するものに限る

- ・ 利用者の従事可能な担当業務の拡充が図られるもの
- ・ 生産活動を行うために利用者自身が使用し、作業の効率化が図られるもの
- ・ 利用者の工賃や賃金の向上が見込まれるもの
- ・ 障がい特性に応じた適切な就労支援に資するもの

（導入例）

- ・ 従来のレジ打ちが困難な利用者向けの AI レジ
- ・ 遠隔で操作できる接客ロボットやドローン
- ・ 障がい者使用しやすいうように改良した PC やタブレット等を使用したアプリ
（ただし、単なる PC やタブレットの購入費用は補助対象とならない）
- ・ 視覚障がい者のための文字を音声に変換する治具

(3) 補助単価

1 事業所あたり 3 / 4 以内（補助上限 150 万円）※国の事業採択状況による

(4) 実施期間

事業採択の日から令和 8 年 2 月 28 日までを原則とする。やむを得ない事情がある場合は、令和 8 年 3 月 31 日まで延長することができる。

3 留意事項

- (1) 国庫補助協議の際は、直近決算期の就労支援事業活動計算書におけるサービス活動増減差額がマイナスである事業所を優先する。
- (2) 「就労支援の事業の会計処理の基準」等の規定に基づき工賃を支払っていない就労継続支援B型事業所（積立処理していない余剰金が多額にある等）は当事業の対象としない。
- (3) 本事業の完了後、県の求めに応じて、ICT 機器等の導入目的、導入製品の内容や活用方法、障がい者の生産活動の参加状況、導入効果等を当該事業所等のホームページ等により公表すること。
- (4) 本事業の完了後、ICT 機器等導入前後の比較を行い、障がい者の生産活動への参加促進等について県へ報告をすること。